

## 議案第66号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

八頭郡智頭町  
企業

#### 2 和解の要旨

県は、和解の相手方に対し、平成15年度西宇塚観音寺林道開設工事（以下「林道工事」という。）で設置した和解の相手方所有の排水用仮設パイプを林道工事が完了した平成16年6月5日以降も使用し続けていたことにより、和解の相手方に生じた損害について、損害賠償金234,980円を支払うものとする。

#### 3 事件の概要

##### (1) 事件の発生日

平成16年6月5日

##### (2) 事件の発生場所

八頭郡智頭町大字口字波地内

(3) 事件の内容

林道工事において、和解の相手方所有の排水用仮設パイプを設置したが、県が林道工事完了後においても適切な対応を怠り、使用料を支払うことなく使用し続けていた。

このことにより和解の相手方に生じた損害について、林道工事完了以降の排水用仮設パイプ使用料相当額及び劣化により返還できないことによる当該資材相当額等を支払うことで和解しようとするものである。